

「著作物頒布広告掲載契約」に基づく著作物頒布広告掲載料未払請求事件：
知財高裁平成 25(ネ)10057・平成 25 年 12 月 17 日（2 部）判決<控訴棄却>

【キーワード】

案内看板の図柄の著作物性，広告掲載料，応用美術，文字の書体，不法行為の構成

【事案の概要】

1 本件訴訟の経過

本件は，原判決別紙目録記載の図柄 1 ～ 1 2（以下，それぞれ「図柄 1」などという。）につき著作権を有すると主張する控訴人（株式会社黄菱）が，被控訴人（株式会社シャトー勝沼）は，上記図柄を案内用看板に表示して使用し，上記図柄に係る原告の著作権を侵害等していると主張し，被控訴人に対し，著作権侵害等の不法行為責任に基づく損害賠償として，200 万円及びこれに対する不法行為日より後の日である平成 24 年 3 月 23 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。原審が控訴人の請求を棄却したところ，控訴人が控訴した。

2 事案の概要

本件の請求及び事案の概要については，次のとおり付加訂正するほかは，原判決 1 頁 19 行目から 3 頁 16 行目までに記載したとおりであるから，これを引用する。

なお，呼称は，審級による読替えを行うほか，原判決に従う。

（原判決の付加訂正）

原判決 2 頁 9 行目の前に「(2) 控訴人と被控訴人との間の契約関係及びその解除並びに被控訴人による本件図柄使用」を加え，同行冒頭の「(2)」を削り，原判決 3 頁 13 行目の末尾に改行の上次のとおり加える。

「(3) 本件図柄の著作物登録

控訴人は，平成 23 年 9 月 21 日に米国において本件図柄を著作物登録した（甲 5 の 1 ないし 7）。」

原判決 3 頁 15 行目末尾に改行の上次のとおり加える。

「ア 本件図柄の著作物性

イ 本件図柄の作成者

ウ 被控訴人による不法行為の内容」

【判 断】

1 当裁判所は，控訴人の当審における追加主張を踏まえても本件図柄に著作物性は認められず，被控訴人には不法行為責任は認められないから本件控訴は棄却されるべきものと判断する。

その理由は，下記 2 に控訴人の当審における主張に対する判断を示すほか，

原判決8頁5行目，同9頁18行目の各「やや紫がかった青色」を「濃紺」と補正し，同9頁17行目の末尾に「毛筆体に近い書体と丸ゴシック体の組合せについても，特別な美的感興を呼び起こすような美的創作性を認めることはできない。」を，同9頁18行目の「については，」の次に「補色に近い色を対比して配置することで遠方から見た際に彩度が強調されることから，」をそれぞれ加え，同9頁23行目の後ろに改行の上「そして，以上のような文字部分を含めた本件図柄の構図，デザイン，配色，全体のバランスを総合的に見ても，特別な美的感興を呼び起こすような美的創作性を認めることはできないことに変わりない。」を加えるほかは，原判決の「事実及び理由」欄の「第4 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから，これを引用する。

2 控訴人の当審における主張に対する判断

(1) 本件図柄の著作物性について

控訴人は，本件図柄を一体として鑑賞した場合，本件図柄における文字は，思想，感情を表現するものとして，絵柄に融合しており，絵柄の美術性に含まれているし，本件図柄は，画面いっぱい，大胆にグラスを描き，構図的バランスは，ずしりと重量感を与え，色彩感覚豊かで美的に表現され，見る人の心を惹きつけてやまないのであって，ありふれた平凡な絵柄ではなく，美術性と創作性を兼ね備えていると主張する。

本件図柄は，あくまでも広告看板用のものであり，実用に供され，あるいは，産業上利用される応用美術の範ちゅうに属するというべきものであるところ，応用美術であることから当然に著作物性が否定されるものではないが，応用美術に著作物性を認めるためには，客観的外形的に観察して見る者の審美的要素に働きかける創作性があり，純粹美術と同視し得る程度のものでなければならぬと解するのが相当である。

かかる観点から見ると，本件図柄のグラスの形状には，通常のワイングラスと比べて足の長さが短いといった特徴も認められるものの，それ以外にグラスとしての個性的な表現は見出せない。また，ワイナリーの広告としてワイングラス自体が用いられること自体は珍しいものではない上に，図柄が看板の大部分を占めている点も，ワイナリーの広告としてありふれた表現にすぎない。そして，本件図柄を全体的に観察すると，上記ワイングラスの大きさや形状に加えて，控訴人の商号及びワイナリーや工場の見学の勧誘文言が目立つような文字の配置と配色がなされていることが特徴的であるが，これも，一般的な道路看板に用いられているようなありふれた青系統の色と補色に近い黄色ないし白色のコントラストがなされているにとどまる。そうすると，本件図柄には色彩選択の点や文字のアーチ状の配置など控訴人なりの感性に基づく一定の工夫が看取されるとはいえ，見る者にとっては宣伝広告の領域を超えるものではなく，純粹美術と同視できる程度の審美的要素への働きかけを肯定することは困難である。控訴人が著作物性の根拠として強調する点は，宣伝広告の効果を向上させるための工夫とも共通するものであって，必ずしも芸術性を高めるものでは

なく、また、現代における芸術分野の区分の流動化が認められるとしても、上記に判示した純粹美術と同視できる程度の審美的要素への働きかけを否定した判断を左右するものではない。したがって、本件図柄には著作物性は認められないというべきであり、その帰属について判断する必要もない。

(2) 本件図柄につき著作物性が否定された場合の被控訴人の不法行為責任

著作権法6条は、保護を受けるべき著作物の範囲を定め、独占的な権利の及ぶ範囲や限界を明らかにしているのであり、同条所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は法的保護の対象とならないものと解される。したがって、同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である（最高裁平成23年12月8日第1小法廷判決・民集65巻9号3275頁参照）。

本件においても、上記(1)で述べたとおり、本件図柄につき著作物性が認められない以上、特段の事情が認められない限り、被控訴人に不法行為責任は認められないというべきであるところ、特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

この点について控訴人は、本件Eコース以外のコースの契約が継続することを前提に本件図柄の使用を許可した旨主張し、その根拠として、平成17年8月30日付け広告掲載申込書（甲83）の掲載条件欄に、括弧書きで「デザイン類似転用不可」、「製作類似転用不可」と手書きで記載されている点を指摘する。しかしながら、同契約書の表題はあくまでも「広告掲載申込書」であって、本件図柄の使用に関するものと評価することは困難である。実際に、控訴人と被控訴人との間では、平成10年5月28日以降に広告看板の掲載に関する契約（甲9、11、13、15、19の1、19の2）が多数交わされてきたが、その中では看板の取付料と年間掲載料について合意がされてきたと認められ、甲83の合意もその一環と解されるにすぎない。したがって、甲83の記載をもって、控訴人と被控訴人とが本件図柄の使用に関して一定の合意をしたと認めることはできない。よって、被控訴人の本件図柄の使用につき何らかの法的利益を侵害したものだといえるような特段の事情を見出すことは困難であって、被控訴人の不法行為責任を認めることはできないというほかない。

結 論

以上より、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がなく、原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

ここでは特に論説すべきことはない。

〔牛木 理一〕